

利根郡信用金庫と日本政策金融公庫の 「業務連携・協力に関する覚書」締結について

利根郡信用金庫（以下「当金庫」という。）と日本政策金融公庫前橋支店（以下「日本公庫」という。）は、平成 27 年 7 月 27 日に、下記のとおり「業務連携・協力に関する覚書」を締結いたしました。

記

1 覚書締結の経緯

当金庫と日本公庫は、平成 25 年 12 月から「当金庫と日本公庫との協調によるサポート」を開始し、創業資金や事業資金の協調融資を取り扱っておりますが、平成 26 年 6 月に小規模企業振興基本法が成立したことを受け、6 次産業化推進等多様な地域のニーズに応え幅広く中小企業者や農林水産業者の振興に資するため、今回の覚書締結の運びとなりました。

2 業務連携・協力の概要

(1) 目的

創業支援、企業再生、ベンチャー企業支援、農商工連携、経営革新推進等、中小企業者及び農林水産事業者の振興に資するため、資金供給および情報提供等の各分野にかかる連携を円滑に行い、相互に協力し、地域経済の活性化の促進を図る。

(2) 具体的な業務の範囲

- ア 創業資金、事業資金の協調融資
- イ 個別相談企業の融資あっせん・紹介
- ウ 中小企業者、農林水産業者への情報提供にかかる協力（セミナー開催等）

(3) 業務連携のイメージ図

別紙のとおり

3 覚書締結日

平成 27 年 7 月 27 日

以上により、今後当金庫は、日本公庫との連携をより一層深め、中小企業者や農林水産業者の経営基盤の強化、地域の活性化に貢献してまいります。

○業務連携のイメージ

